

## 災害時等における水道の応急活動の応援に関する協定書

札幌市水道局（以下「甲」という。）と札幌市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における水道の応急給水、応急復旧（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時等の水道の断減水等の被害を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害等の発生状況により、応急活動に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し給水班、復旧班の派遣を要請することができる。

### （協力）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに給水班、復旧班を編成して応急活動に協力するものとする。

### （体制の確立）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときに速やかに対処するため、事前に応急活動時の組織、動員体制を確立し、甲に通知するものとする。

### （指揮）

第5条 応急活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

### （費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が応急活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 応急活動用車両等の借上費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 応急活動に要した資材費
- (4) その他応急活動に欠かすことのできない経費

### （契約及び支払い）

第7条 応急活動に係る請負契約等は、甲と乙との間で締結するものとする。

2 前項の経費は、乙が応急活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して請求事務を行うものとする。

### （労災補償・損害補償）

第8条 応急活動において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

2 応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議のうえ、対処するものとする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、乙はこれに積極的に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月以前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

上記協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年3月17日

甲 札幌市中央区大通東11丁目23番地  
札幌市水道事業管理者

水道局長 田 中



乙 札幌市中央区北2条東8丁目  
札幌市管工事業協同組合

理事長 花 松 真

